

## 公益社団法人熊本県浄化槽協会 会議室使用規程

### (目的)

第1条 公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「甲」という）は、水環境の保全等を目的とした会場使用を希望される、個人又は法人（以下「乙」という）に対し、環境衛生向上に資するものとして以下の規定に基づき会議室を貸与する。

### (貸与期間)

第2条 甲の乙に対する会場貸与時間は、原則として月曜から金曜の午前9時から午後5時までとする。  
2. 会議室を引き続き使用出来る期間は、原則として5日間以内とする。但し、必要に応じて社屋管理責任者と協議のうえ期間の延長ができるものとする。

### (使用料)

第3条 乙が甲に支払う会場使用料等については、別に定める利用料金表に基づくものとする。

### (使用申請)

第4条 甲の会議室を使用しようとするものは予め会議室使用申請書（別記様式2）を社屋管理責任者に提出し許可を受けなければならない。

### (禁止行為)

第5条 甲は乙に対し会場の使用に際し、次の行為があった場合は使用を中止することが出来るものとする。  
(1) 喧騒等により他に迷惑をかける行為を行ったとき。  
(2) 許可なく会場内での物品等の販売行為を行なったとき。  
(3) 使用時間が所定の時間を大幅に超過したとき。  
(4) 建物の保持上不適当な行為を行なったとき。  
(5) 会場内で喫煙を行なったとき。  
(6) その他甲が上記に該当すると判断したとき。

### (器物破損)

第6条 乙が故意又は過失により甲の会場その他建築物又は付属設備・備品を汚損毀損または紛失した場合は、その損失を乙が負担するものとする。

### (駐車場の利用)

第7条 甲は駐車場内での事故等について一切の責任を負わないものとする。

### (その他)

第8条 この規程に定めるものの他、会議室の使用に関して必要な事項は社屋管理責任者と協議するものとする。

### 附 則

この規程は、平成20年2月21日より施行する。  
この規程は、平成22年3月15日より施行する。